

希少野生動植物保護区の指定の要望書提出等に関する事務処理要領

(令和7年8月27日みどり自然課長決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年埼玉県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づく希少野生動植物保護区の指定の要望書提出等に関する事務処理については、次の各号に掲げる法令及び基本方針に定めるもののほか、この要領によるものとする。

- 一 条例
- 二 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成12年埼玉県規則第146号。以下「規則」という。）
- 三 埼玉県希少野生動植物種保護基本方針（以下「基本方針」という。）

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県内希少野生動植物種 条例第2条第2項に基づき指定された種
- 二 希少野生動植物保護区（以下、「保護区」という。） 条例第19条第1項に基づき指定された区域
- 三 管理地区 条例第20条第1項に基づき指定された区域
- 四 監視地区 条例第21条第1項に基づく区域
- 五 指定の区域の保護に関する指針（以下、「区域保護指針」という。） 条例第19条第2項に基づき定めた指針
- 六 埼玉県希少野生動植物種検討委員会（以下、「検討委員会」という。） 埼玉県希少野生動植物種検討委員会設置要綱に基づき設置された委員会

(要望書提出の事前準備)

第3条 保護区の指定の要望がある者は、次の各号に掲げる事項について事前に確認、調査又は調整することとする。

- 一 保護区の指定を要望する区域、地番及び面積に関すること
 - 二 保護区の指定を要望する区域の土地所有者に関すること
 - 三 指定に係る県内希少野生動植物種の生息・生育地に関すること
 - 四 保護区の指定を要望する区域の周辺環境に関すること
 - 五 保護区の指定を要望する区域における保全・管理・活用等に資する活動に関すること
- 2 前項第三号及び第四号に関する調査は、専門的知見を有する者に依頼して行うものとする。

(要望書の提出)

第4条 保護区の指定の要望がある者は、前条の事前準備を踏まえ、県に保護区の指定の要望書を提出することができる。

2 前項の要望書は、別紙参考様式に記載の項目を満たすものとし、前条第1項に係る調査を実施した場合は専門的知見を有する調査責任者の情報を要望書中に記入するとともにその調査結果報告書を添付するものとする。

(要望書の内容確認)

第5条 県は、前条の要望書を受理したときは、当該要望書の内容を確認する。

2 県は、前項の内容確認のために必要がある場合、現地確認を行うこととする。

(検討委員会への協議)

第6条 県は、前条の内容確認が完了したときは、検討委員会に対し保護区の指定の必要性について協議する。

(保護区指定の必要性検討)

第7条 検討委員会は、前条の協議に基づき保護区の指定の必要性を検討する。

2 前項の検討において検討委員会は、県を経由して、必要に応じて要望書提出者に対し追加調査等を実施するよう意見を提出することができる。

3 要望書提出者は、検討委員会から意見があったときは、必要な追加調査等を実施し、県を経由して、その結果を検討委員会に提示することとする。

4 検討委員会は、第2項の意見がない場合、その旨を県を経由して要望書提出者あて回答するものとする。

(保護区指定の必要性評価)

第8条 検討委員会は、前条の検討結果を踏まえ保護区の指定の必要性を評価する。

2 検討委員会は、県に対し前項の評価結果を回答するものとする。

(要望書検討結果の通知)

第9条 県は、前条の評価結果を踏まえ、要望書提出者に対し要望書の検討結果を通知するものとする。

(区域保護指針素案の協議)

第10条 県は、第8条に基づき保護区の指定の必要性があると評価されたとき、「区域保護指針」の素案をとりまとめ、検討委員会に対し協議する。

(区域保護指針素案の内容検討)

第11条 検討委員会は、前条の協議に基づき「区域保護指針」素案の内容を検討する。

2 前項の検討において検討委員会は、県を経由して、必要に応じて要望書提出者から「区域保護指針」素案に対する意見を聴取することができる。

3 検討委員会は、県に対し第1項の検討結果を回答するものとする。

(指定案の素案策定)

第12条 県は、前条第3項の検討結果を踏まえ、指定の区域、指定に係る県内希少野生動

植物種及び区域保護指針の案（以下、「指定案」という。）の素案を策定する。

（関係者との最終確認）

第13条 県は、前条の指定案の素案策定が完了したときは、指定に係る土地の所有者や市町村等との最終確認を行うこととする。

（条例に基づく手続き）

第14条 県は、前条の最終確認が完了したときは、条例第19条第3項、第4項及び第7項に基づき保護区の指定に係る手続きを行う。

（県による保護区の指定の協議）

第15条 県は、条例第30条に基づき県が行う希少種調査又は条例第31条第2項第2号に基づき希少野生動植物保護推進員が行う生息・生育地巡視等の結果、県内希少野生動植物種の生息・生育地に急激な環境変化等が予見できるとき、必要に応じて検討委員会に保護区の指定を協議することができる。

2 前項の協議に当たっては、第3条第1項各号に掲げる事項を事前に確認、調査又は調整することとする。

3 第1項の協議に基づく検討委員会での検討については、第7条の規定を準用する。この場合において、第7条第2項、第3項及び第4項中「要望書提出者」は「県」と読み替えるものとする。

（保護区の定期的な調査）

第16条 県は、保護区を定期的に調査し、指定後の状況の変化の把握に努める。

（保護区の指定解除）

第17条 県は、前条の調査の結果等により保護区の指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるとき、検討委員会に保護区の指定解除を協議する。

2 前項の協議に基づく検討委員会での検討及び評価については、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項及び第8条中「保護区の指定の必要性」は「保護区解除の妥当性」と、第7条第2項、第3項及び第4項中「要望書提出者」は「県」と読み替えるものとする。

3 県は、前項に基づき保護区の指定解除が妥当であると評価されたとき、条例第19条第10項に基づき保護区の指定解除に係る手続きを行う。